

研修会 韓国戸籍が無くなる

外国人(日本国籍を有していない人)が、日本国内で亡くなると相続はどこ法律が適用されるか御存じですか？原則、亡くなった方の国の法律が適用されます。つまり、日本法ではどうしようもなくなります。だからと言って放っておける問題では有りません。そのためにも、我々行政書士も日々勉強しております。



そして今回は、韓国の方の身分関係の基礎となる戸籍制度が無くなるという新しい局面を迎え、行政書士会阪神支部の今回の研修を韓国戸籍が廃止されたことを踏まえた研修を行うことになりました。

講師は当支部会員でありこの分野では間違いなくトップランナーの一人であります、高崎修一会員に御願いし、今回は初めて兵庫県行政書士会の専門部会と協同開催の研修になりました、そのため他支部からも多くの参加者があり、総勢80人近い研修となりました。



当支部研修担当大口副支部長の開会の言葉に始まり、上田支部長の挨拶のあと、研修が始まりました。高崎講師のハンゲル語の挨拶から始まり、まずは近代史のおさらいから始まり、韓国民法と日本民法の違いをお手製の綿密に練られた資料をもとに、きめ細やかに説明をされ、一時休憩のあと韓国戸籍廃止後の手続きについての説明が行われました。質問も多くよせられる熱の入った研修となりました。最後は高崎講師への感謝の拍手でこの日の研修は終了しました。